（調査研究の推進等）

第十六条　国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第十七条　国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第十八条　国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

政　令

デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十四号

デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（デジタル庁組織令の一部改正）

第一条　デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「総括審議官及び審議官」に改め、同条第一項中「に、」の下に「総括審議官及び」を加え、同条第三項中「審議官の定数は、」を「総括審議官の定数は一人と、審議官の定数は」に「、六人」を「五人」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　総括審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務の総括に係るものを助ける。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「審議官」を「総括審議官及び審議官」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十五号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十六号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十七条、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。